

皿上壁

昭32第6回

国際試験

令和2年司法試験予備試験の試験場

司法試験法(昭和24年法律第40号)第7条の規定に基づき、令和2年司法試験予備試験論文式試験及び口述試験の試験場について、次のとおり公告する。

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第28条第1項の規定に基づき、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正したので、次とおり公表する。

令和2年9月8日
厚生労働大臣 加藤 勝信
石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針

2 課題 この指針は、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)以下(石綿規則)といふ規定による労働者の石綿ばく露防止措置の適切かつ有効な実施を図るため、石綿障害予防規則等の全部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第34号)の公布に伴い、建築物等の解体等及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置に関する留意事項について所要の改正を行つたものである。

3 適用日 令和3年4月1日から適用する。ただし、指針の「2-3 石綿含有成形品及び石綿含有仕上げ塗料の除去に係る措置」のうち、石綿則第6条の2第2項の規定に係るものについては、令和2年10月1日から適用する。

4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課及び福島県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

規格

4種人壁
は島根県同所に廣水井には壁にもてぐは
人や免れねだ

太田葉中は4種人に仕合ねだ、は島根県同所に
公道へ廣水井の壁に金やいのだ。(云々へ四
十二)(松浦)

相続財産管理人の選任

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、國を被告として(訴訟において國を代表らかでないもので、その相続財産の管理人を次のとしする者は法務大臣となる。)、土地改良事業計画の取扱いの訴えを提起することができる。

令和2年9月8日
農林水産大臣 江藤 拓
本籍地(県さいたま市桜区西端5丁目10番、最後の住所茨城県猿川市上野原町新田159番地2上の原病院、死亡の場所茨城県猿川市、死亡年月日平成31年3月31日、出生の場所愛知県名古屋市南区、出生年月日昭和11年9月11日、職業無職)
被相続人 死 小堀 篠子
茨城県水戸市南町3丁目4番57号 水戸センターブルビル5階 美和・千尋法律事務所
相続財産管理人 幸謙士 田中 美和

令和2年(案) 第20086号
栃木県下都賀郡野木町大字友治6425番地1
申立人 山中 佳子
本籍地木足利市大町1489番地、最後の住所群馬県前橋市富士見町石井1659番地22、死亡の場所群馬県前橋市富士見町石井1659番地22、死亡年月6日、出生の場所群馬県足利市、出生年月6日昭和9年8月8日、職業無職

令和2年9月8日
九州農政局長 橋井 敦
被相続人 死 卷山 利夫
事務所群馬県前橋市大友町1丁目6番地4番
護士法人土坂法律事務所
相続財産管理人 幸謙士 土坂 和也
前橋家庭裁判所
令和2年(案) 第380号
東京都大田区中央6丁目5番17号 第5七福
申立人 土屋紀久代
本籍地玉島越谷市大沢3丁目749番地、最後の住所埼玉県越谷市大字大林419番地9、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日推定令和2年5月1日から9日までの間、出生の場所埼玉県越谷市、出生年月日昭和39年7月1日、職業不明
被相続人 死 金子 雅博
事務所埼玉県越谷市南越谷1丁目16番地12新越谷第一生命ビルディング5階 幸謙士法人
江原総合法律事務所
相続財産管理人 幸謙士 黒澤 洋介

令和2年(案) 第380号
東京都大田区中央6丁目5番17号 第5七福
申立人 土屋紀久代
本籍地玉島越谷市大沢3丁目749番地、最後の住所埼玉県越谷市大字大林419番地9、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日推定令和2年5月1日から9日までの間、出生の場所埼玉県越谷市、出生年月日昭和39年7月1日、職業不明
被相続人 死 金子 雅博
事務所埼玉県越谷市南越谷1丁目16番地12新越谷第一生命ビルディング5階 幸謙士法人
江原総合法律事務所
相続財産管理人 幸謙士 黒澤 洋介

国営新津郷用水土地改良事業

計画の公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、国営新津郷用水土地改良事業(農業用排水)につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、

該土地改良事業計画の写しを次のとおり綴載に供する。

なお、この土地改良事業計画については、綴載期間満了の月の翌日から起算して15日以内に農林省及び第36条の3の規定に基づき公告する。

令和2年9月8日
九州農政局長 横井 繁